

令和4年度一般廃棄物処理実施計画

吹田市

目次

はじめに.....	- 1 -
第1章 ごみ処理実施計画.....	- 1 -
第1 一般廃棄物の発生量及び計画処理量（搬入量）の見込み.....	- 1 -
1 一般廃棄物の発生量.....	- 1 -
2 集団回収量.....	- 1 -
3 総排出量.....	- 1 -
4 計画処理量（搬入量）.....	- 1 -
5 資源化量.....	- 2 -
第2 一般廃棄物の排出の抑制のための施策.....	- 2 -
1 基本理念.....	- 2 -
2 重点施策.....	- 2 -
3 基本施策.....	- 3 -
第3 一般廃棄物の種類及び分別の区分.....	- 8 -
1 家庭系一般廃棄物.....	- 8 -
2 事業系一般廃棄物.....	- 10 -
第4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	- 10 -
1 収集・運搬.....	- 10 -
2 中間処理.....	- 12 -
3 最終処分.....	- 13 -
4 災害対策、環境美化等.....	- 14 -
第5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項.....	- 15 -
1 中間処理施設の概要.....	- 15 -
2 中間処理施設の整備.....	- 16 -
第2章 生活排水処理実施計画.....	- 17 -
第1 生活排水（し尿、浄化槽汚泥等）の計画量（搬入量）及び発生量の見込み.....	- 17 -
第2 生活排水の排出の抑制のための方策.....	- 17 -
1 下水道整備の推進.....	- 17 -
2 下水道へのすみやかな接続.....	- 17 -
第3 生活排水の種類及び分別の区分.....	- 17 -
1 し尿.....	- 17 -
2 浄化槽汚泥等.....	- 17 -
第4 生活排水の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	- 17 -
1 処理にあたっての基本方針.....	- 17 -
2 収集方法.....	- 17 -
3 処理方法.....	- 17 -
4 収集・運搬の実施主体等.....	- 18 -
第5 生活排水処理施設の整備に関する事項.....	- 18 -
1 施設の概要.....	- 18 -
2 施設の整備.....	- 18 -

はじめに

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第22号）に基づき、吹田市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものです。

第1章 ごみ処理実施計画

第1 一般廃棄物の発生量及び計画処理量（搬入量）の見込み

1 一般廃棄物の発生量

		令和4年度 (見込み)	令和2年度 (実績)
一般廃棄物の発生量 ①	(t)	107,920	107,610.48
家庭系一般廃棄物	(t)	75,979	75,810.81
事業系一般廃棄物	(t)	31,941	31,799.67

2 集団回収量

		令和4年度 (見込み)	令和2年度 (実績)
集団回収量 ②	(t)	7,156	6,845.92
(市民1人1日当たり)	(g)	51.5	50

3 総排出量

		令和4年度 (見込み)	令和2年度 (実績)
総排出量 ③=①+②	(t)	115,076	114,456.40
(市民1人1日当たり)	(g)	828	835

4 計画処理量（搬入量）

		令和4年度 (見込み)	令和2年度 (実績)
計画処理量（搬入量） ④=①	(t)	107,920	107,610.48
(市民1人1日当たり)	(g)	776.2	785
家庭系一般廃棄物	(t)	75,979	75,810.81
事業系一般廃棄物	(t)	31,941	31,799.67

5 資源化量

		令和4年度 (見込み)	令和2年度 (実績)
資源化量 ⑤=②+⑥	(t)	18,887	17,817.40
$\left\{ \begin{array}{l} \text{②} \\ \text{⑥} \end{array} \right.$	(t)	7,156	6,845.92
$\left\{ \begin{array}{l} \text{⑥} \\ \text{(g)} \end{array} \right.$	(g)	84	80

第2 一般廃棄物の排出の抑制のための施策

1 基本理念

持続可能な社会を目指す本市の環境政策の基本的な考えとして、「使い捨てなどのライフスタイルを見直す」「限りある資源を有効に使う」「豊かな自然と共に生きる」があります。これらに共通するものが「MOTTAINAI（もったいない）」です。

また、「吹田市第3次環境基本計画」では、資源やエネルギーの有効活用やライフスタイルの転換等を含めた共通の理念として「MOTTAINAI（もったいない）」を掲げています。そこで、吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」といいます。)も「MOTTAINAI（もったいない）」を基本理念として定めました。

本市は、その豊かな人的・社会的資源を活かし、市民・事業者・行政の三者協働により、3Rを前提としつつ、大量生産・大量消費・大量廃棄による様々な環境問題を解決し、限られた資源を最大限に活用し、世界の人々が安心できる食生活にも寄与する循環型社会・低炭素社会の構築を目指します。そのため、「もったいない精神」を醸成するような取組の展開を図るなど、市民・事業者・行政が協働してごみ減量を推進します。

2 重点施策

(1) 2Rを優先したごみの減量

基本計画の基本理念である「MOTTAINAI（もったいない）」を、実践的な行動に繋げ、ごみの排出抑制を図ります。「はじめからごみになるものを購入しない、もらわないことを心がける」、「なるべく長持ちするものを選択する」等のライフスタイルの醸成を目指していくことが重要です。また、これらのライフスタイルに沿った商品やサービスを提供する事業者を増やしていくことで、ビジネススタイルの転換を図ります。

(2) 分別によるリサイクルの促進

紙類は、厨芥類とプラスチック類と並んで、ごみの中でも発生割合が高くなっています。そこで、12種分別の徹底や集団回収の活性化、拠点回収箇所の拡充等により、紙類を中心とした分別排出、リサイクルを促進します。

なお、今後国等の動向を踏まえ、必要に応じて本市の最適な分別方法について、適宜見直していきます。

(3) 食品ロス削減の推進

食品ロスは、家庭で発生するものと、飲食店やスーパーマーケットや商店街の食品小売店等の事業者で発生するものとに大別されます。消費者である市民、事業者のそれぞれの取組とともに、市民・事業者・行政が連携して取り組みます。

(4) プラスチックごみ削減の推進

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。プラスチックごみの最適な分別収集・リサイクルの検討をするとともに、プラスチックごみ削減に向けて、市民・事業者・行政が連携して取り組みます。

(5) 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

市民・事業者・行政の三者協働のプラットフォームである「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」や「アジェンダ21 すいた」と、連携を強化し、早急に取り組むべき課題である食品ロスやプラスチックごみの削減等の解決を図ります。

3 基本施策

(1) ごみの発生抑制を優先する社会への転換

ア 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や情報提供の充実化

(ア) 食品ロスの削減の取組

a 食品ロス削減の取組の推進

食品ロス削減を進めるため、市民・事業者・行政が連携する「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」を中心として、それぞれの立場で削減対策に取り組むとともに、お互いが情報共有、連携して食品ロス削減運動を展開します。

b 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

燃焼ごみの組成分析調査（手付かず食品、食べ残し食品）等の食品ロスの発生状況や効果的な削減方法に関する調査研究を実施し、その結果に基づいた実効性のある取組を推進します。

c 食品ロス削減に関する先進的な事例等の情報提供と功労者の表彰

食品ロスの削減に関する先進的な取組事例等の情報収集・発信に努めるとともに、食品ロスの削減に関する顕著な功績がある者を表彰することで、食品ロス削減の機運を醸成します。

d 消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが意識を変えて、食品ロスを極力発生しないライフスタイル、ビジネススタイルを実践することが重要です。そこで、消費者、事業者等に、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を進め、食べ物に対する敬意・生産者への感謝の気持ちを育成し、食品ロスについて考える契機を創出し、その削減に向けた実践を促します。

また、特に家庭における食品ロスにおいて、市民が気軽に削減に取り組める内容を提案するなど、一人ひとりの行動を促します。

e 家庭における食品ロス削減

(a) 家庭内の食品の定期的な在庫管理や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手付かず食品の削減を推進します。

(b) 食材の無駄をなるべく出さない方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など、食材の有効活用を推進します。

(c) 家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼びかけるなど、食べ残しの削減を推進します。

f 食品製造業、スーパー等における食品ロス削減

食品流通段階において発生する食品ロスは、小売店独自の取組で解決することが難しいものです。消費者の理解のもと、食品製造業、スーパー等、全体で解決していく必要があるため、市民・事業者・行政が連携した削減の取組を推進します。

- g 環境教育、環境学習の充実
 - 出前講座、講習会、分別体験学習の充実
- h 「アジェンダ 21 すいた」との連携
 - 市内の飲食店における「すいた食べきり運動」の取組を広げていくため、「アジェンダ 21 すいた」と連携していきます。
- i 未使用食品等の有効活用（フードドライブ等）
 - 事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れの食品等を、生活困窮者や災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない方に提供するなど、未利用食品等の有効活用を推進します。
- j 食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正なリサイクルの推進
 - やむを得ず発生する食品廃棄物については、できるだけ飼料や肥料にリサイクルするよう推進します。
- (イ) プラスチックごみ削減への取組
 - ワンウェイプラスチック容器であるペットボトルの利用削減を目的に給水スポットを地域に広げ、マイボトルの利用を図るとともに、レジ袋削減の為にマイバッグを推進し、プラスチックごみの排出抑制に取り組みます。
 - 令和 4 年（2022 年）4 月に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、本市においては、プラスチックごみの分別収集や収集コスト等の様々な課題及び国・大阪府の動向を踏まえ、分別収集及び再商品化等について検討を行います。また、事業者がプラスチックの使用量を削減し、リサイクルするよう促進します。
- イ 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化
 - (ア) 三者協働による循環型社会の構築
 - 吹田市ごみ減量再資源化推進会議において、市民・事業者・行政が一体となり、食品ロスやプラスチックごみの削減をはじめとしたごみ減量の取組を議論し、展開します。
 - (イ) 環境学習・教育の充実
 - 小中学生に向けた環境学習・教育を充実させるため、教育委員会や学校等との連携を強化します。また千里リサイクルプラザ市民研究所をはじめとした市内 NPO 団体等との連携を強化し学校での環境学習支援活動を推進します。また、新たに幼稚園等に対して働きかけを行います。
- ウ 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化
 - (ア) 啓発活動・情報提供活動の充実
 - 市ホームページや、各種講習会や施設見学会等の内容を充実させます。また、吹田商工会議所や江坂企業協議会等と連携し、充実した情報提供をします。
 - (イ) 多量排出占有者に対する情報提供の充実
 - ごみ減量マニュアルの内容を充実し、減量指導を強化します。また、燃焼ごみの中に雑がみが混入している事業者を中心に、指導及び情報提供を行います。
 - (ウ) 環境マネジメントシステム（エコアクション 21 等）の普及・浸透
 - 庁内で連携して、環境マネジメントシステムを普及・浸透させます。
 - (エ) 事業系ごみ対策
 - 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の区分を周知し、産業廃棄物についても適正処理するよう指導します。
- エ 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けた PR 活動の実施
 - (ア) マイバッグ持参率の維持
 - レジ袋有料化の義務化により高まったマイバッグの持参率を維持します。

(イ) キャンペーン活動等における市民へのPR活動の充実
北摂地域でのキャンペーン活動やホームページ等において、市民へ広くPRします。

(2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

ア 12種分別の徹底、ごみの減量やリサイクルを市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進

(ア) 分別排出ルールへの浸透とそのための仕組みづくり

分別が不十分なワンルームマンション等、賃貸マンションのオーナーや不動産会社等に対して、入居者に分別排出ルールを啓発するよう求めます。

(イ) 雑がみのリサイクル率向上のための情報提供及び啓発

リサイクル可能な雑がみに関する情報や家庭内での分別方法に関する情報の提供を充実させます。また、廃棄物減量等推進員と連携して、地域への雑がみの分別排出ルールを浸透させます。

(ウ) 最適な分別方法の検討

国、大阪府の動向を踏まえて、本市の状況にとって最適な分別方法を検討します。

イ 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進

(ア) ペットボトル拠点回収の促進

本市及び容器包装類の販売店が設置しているペットボトル回収拠点の利用を促進します。

(イ) 家庭系廃食用油拠点回収の充実

家庭系廃食用油の拠点回収場所を拡大します。

(ウ) 事業者との連携による資源物の回収

事業者との連携により、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収をはじめとして、資源物の回収を促進します。

(エ) トレイ等の店頭回収の利用促進

トレイや牛乳パック等の資源物の店頭回収の利用を促進します。また、店頭での資源物の回収量の把握に努めます。

(オ) 資源物持ち去り行為者への対策

定期的にパトロールを行い、資源ごみの持ち去り行為者に指導します。あわせて、市民に対して持ち去り行為をされないための啓発を行います。

ウ 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化

(ア) 再生資源集団回収の活性化方策の充実

再生資源集団回収で雑がみが集められるよう、啓発を行います。また、再生資源集団回収が活発に行われている地域の活動を紹介するなどして、既存の実施団体の活動を活性化させます。さらに、新規マンションのごみ置場完了検査や廃棄物減量等推進員全体会等で啓発し、実施団体の増加を図ります。

(イ) 吹田市廃棄物減量等推進員の活動の充実

吹田市廃棄物減量等推進員と連携し、地域へごみの分別排出ルールを浸透させます。

(ウ) すいたエコイベントの促進

出前講座等で啓発し、すいたエコイベント宣言を普及させます。また、地域の祭り等で発生するイベント系ごみのリデュース（発生抑制）・リユース促進のために情報提供をします。

エ 再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化

(ア) 再生品の使用推進

再生品に記載されるマークを周知する等して、再生品の使用を推進します。

(イ) 再生資源事業者との連携強化

事業者と情報交換を行い、再生資源の現状と今後の動向を把握します。

オ フードドライブの推進及びフードバンクとの連携

(ア) フードドライブの普及活動の実施と参加の促進

お中元やお歳暮等、多量の食品ロスが見込まれる時期にあわせてフードドライブを実施し、市民への参加を積極的に呼びかけ、福祉や児童部局等と連携して食品を必要としている人に提供します。

(イ) 事業者が実施するフードドライブへの協力

事業者が実施するフードドライブについて、周知や食品提供先の紹介等の協力をします。

(ウ) フードバンク活動の支援

フードドライブで集めた食品を提供するなどして、フードバンク活動を支援します。

(3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

ア 廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透

(ア) 収集運搬許可業者への指導強化

収集運搬許可業者に対して、ごみの収集運搬に関する指導を強化します。

(イ) 廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導強化

多量排出占有者に対して、減量計画書等の提出を求め、資源分別、廃棄物の削減に取り組むよう指導を強化します。

(ウ) 毎月2t未満の排出事業者への指導強化

事業者に対し、事業活動に伴うごみを家庭系ごみへ排出しないように指導します。また、ごみの分別排出及び減量について指導を強化します。

(エ) 市内大学における廃棄物減量の促進

これまでの連携を活かして、使い捨てコンタクト空ケース回収等、プラスチックごみ削減やフードドライブへの協力による食品ロスの削減等、ごみ減量の取組を推進します。また、学園祭におけるエコステーションの設置を推進します。

イ 事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進

(ア) ごみ減量マニュアルの内容の充実

ごみ減量マニュアルに分別及びリサイクルの方法や食品ロス削減等についての記載を充実させます。

(イ) 事業系ごみの減量及びリサイクルの指導

分別方法やリサイクルの方法を記載したチラシ等を活用し、事業系ごみの減量及びリサイクルするよう指導します。

(ウ) 食品リサイクル等の推進

食品リサイクル法に基づき、適切なリサイクル方法の情報提供や周知を進め、リサイクルを推進します。

(エ) 事業者主催のイベント系ごみのリデュース（発生抑制）及びリユース食器の利用推進

事業者が主催するイベントで発生するごみのリデュース（発生抑制）とリユース食器の利用を推進します。

ウ 燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進

(ア) 資源循環エネルギーセンターにおける搬入検査の継続実施

資源循環エネルギーセンターにおいて、事業系燃焼ごみの搬入検査を継続的に実施し、一般廃棄物の燃焼ごみ以外の搬入禁止に努めます。

- (イ) 資源循環エネルギーセンターへ搬入できないごみの周知徹底
資源循環エネルギーセンターへ搬入できないごみの種類等の周知を徹底します。
- (ウ) 市内大学における古紙分別回収ボックスの設置の推進
市内大学において紙類の分別が更に徹底されるよう、回収ボックスの設置を促進します。
- エ 剪定枝などのチップ化や腐葉土化など、市によるごみ減量行動の率先実行
 - (ア) 市職員へのごみ分別・減量の推進
庁内で発生する古紙等の分別及びリサイクルを徹底します。「すてるのもったいないシステム（スモシー）」やグリーン購入を活用し、ごみの減量・プラスチック代替品の利用を推進します。
 - (イ) 庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの推進
公園や道路の街路樹等の剪定枝のリサイクルを推進します。また、庁内における除草ごみ、剪定枝等のリサイクルの状況を調査し、行政から排出される廃棄物の減量・リサイクルを推進します。
 - (ウ) 剪定枝等のバイオマス資源の活用の検討
剪定枝等のバイオマス資源の有効活用を検討します。
- (4) 持続可能な低炭素社会に寄与する収集体制や処理システムの構築
 - ア リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立
 - (ア) 適正処理が困難な廃棄物への対応強化
家電リサイクル法や小型家電リサイクル法に該当する家電製品、有害危険物、在宅医療廃棄物等の適正な排出方法について啓発します。
 - (イ) 適正かつ安定した収集体制の確保
効率的・安定的な収集体制を継続するため、収集体制を維持・確保します。
 - (ウ) 在宅医療廃棄物収集の充実
在宅医療廃棄物の収集を充実させます。
 - (エ) 環境負荷が少ない収集車をはじめ公用車の計画的配置
収集車等の公用車の導入や入替の際は環境負荷が少ない車両を選択します。
 - (オ) 資源物持ち去り防止のパトロールの実施
資源物の適正処理、安定的な収集継続のために資源物持ち去り防止パトロールを実施します。
 - (カ) 家庭系ごみの指定袋制や有料化を検討
ごみ袋の指定袋制導入及び大型複雑ごみの有料化を検討します。
- イ 高齢者や障がい者等を対象とした収集体制の充実化
 - (ア) 高齢者や障がい者等のごみの排出を支援する「安心サポート収集」の充実
「安心サポート収集」の充実を図ります。
 - (イ) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい分別マニュアルの作成
高齢者や障がい者だけでなく誰にでもわかりやすい分別マニュアルや分別表を作成します。
- ウ 施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築
 - (ア) 資源循環エネルギーセンターの適切な維持管理
延命化計画に基づいた事業の実施、持ち込みごみの申込制度の検討、事業系ごみの持ち込み手数料の適正徴収、作業員の安全確保を行います。
 - (イ) 破碎選別工場・資源リサイクルセンターの適切な維持管理
延命化計画に基づいた事業の実施、作業員の安全確保を行います。

- (ウ) ストックヤードの適切な維持管理及び溶融スラグ利用の促進
ストックヤードの適切な維持管理に努めます。また、溶融スラグの有効利用拡大に向けて関係部局や民間企業へ働きかけ、溶融スラグの活用に努めます。
- (エ) 将来における施設の建替計画
資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターの将来の建替えに向け、施設のあり方及び必要に応じた用地取得等の検討を進めます。また、中長期的な視点から灰溶融処理の今後について、継続的に研究、検討を行います。
- (オ) 資源循環エネルギーセンターでの発電事業の継続実施
資源循環エネルギーセンターでの廃棄物発電やストックヤード屋上に設置した太陽光発電による発電事業を継続的に実施します。
- エ ごみ減量の推進による最終処分量の削減
市民や事業者に対してごみの減量・リサイクルを推進し、最終処分量を削減します。
- オ 災害廃棄物処理に関する計画の維持と適正な運用
- (ア) 災害廃棄物処理計画（改訂版）の見直し
国・大阪府の計画が大きく変動した場合や「吹田市地域防災計画」の変更等があれば、災害廃棄物処理計画（改訂版）を適宜、見直します。また、災害廃棄物処理に係る環境部初動マニュアルを作成するなど、迅速に災害廃棄物を処理できるよう準備します。
- (イ) 北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定等による広域的な支援体制の確保
「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、災害発生時等におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保します。また、災害発生時の災害廃棄物処理にあたり、平時に支援・受援体制を整えます。

第3 一般廃棄物の種類及び分別の区分

1 家庭系一般廃棄物

(1) 定曜日に収集するもの（し尿、浄化槽汚泥等を除く）

所定の場所（ごみ集積場所¹、ごみステーション²及び戸別のごみ排出場所）に、収集日の午前8時までには排出されたものを収集します。所定の場所は、事業課保管の「ごみ排出場所位置図」によるものとします。

なお、必要に応じて、看板又はコンテナ用シールでも表示するものとします。

ア 燃焼ごみ

無色半透明の袋に詰めたものを収集します。戸建住居は、各戸収集を基本としますが、地域の合意があれば別途、共同のごみ集積場所を定めます。集合住宅は、ごみ集積場所から収集します。週2回定曜日に収集します。

イ 資源ごみ

かん、びんは、専用のコンテナを使用します。新聞、雑誌類、段ボール、古布類、牛乳パックも収集します。ごみ集積場所又はごみステーションから収集します。月2回定曜日に収集します。

ウ 大型複雑ごみ

各戸収集を基本としますが、地域の合意があれば別途、共同のごみ集積場所を定めます。集合住宅は、ごみ集積場所から収集します。月1回定曜日に収集します。

¹ 集合住宅から排出されるごみの共同排出場所

² 戸建住宅から排出されるごみの共同排出場所

エ 小型複雑ごみ

ごみ集積場所又はごみステーションから収集します。月 1 回定曜日に収集します。

オ 有害危険ごみ

専用のコンテナを使用します。ごみ集積場所又はごみステーションから収集します。月 1 回定曜日に収集します。

(2) 拠点回収するもの

ア ペットボトル

ペットボトル（飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプの調味料を充てんしてあったもの）は、吹田市公共施設及び協力店舗に設置する回収容器から収集します。

イ 家庭系廃食用油

家庭系廃食用油は、吹田市公共施設に設置する回収箱から収集します。

(3) その他の収集区分

ア 臨時収集ごみ

転居及び転出に伴うごみ等、臨時に排出されるごみは、申込みにより別途、有料で収集します。

イ 犬・猫その他小動物（死体）

犬・猫その他小動物の死体は、飼い主の申込みにより有料で引き取ります。飼い主が不明な場合は無料で引き取ります。

ウ 安心サポート収集

高齢の方や障がい等でごみ排出が困難な方を対象者とし、利用申込書を受付後、審査を実施し、可否決定を行います。利用者は、12 種分別したごみを玄関先に排出し、市職員が戸別訪問し、週 1 回収集します。

エ 在宅医療廃棄物

吹田市内で在宅医療を受けている方を対象者とし、利用申請書を受付後、面接と現地調査を実施し、利用通知書にて通知します。利用者は、在宅医療廃棄物を玄関先に排出し、市職員が戸別訪問し収集します。

(4) 収集しないもの

ア 特定家庭用機器

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成 10 年法律第 97 号）に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、ごみとして収集できません。ただし、小売店に引取り義務が生じない場合は、申込みにより有料で収集します。

イ パソコン

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、ごみとして収集できません。製造業者が適正処理を行います。製造業者が不明な場合は、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会及びや協定締結事業者が適正処理を行います。

ウ 適正処理困難物等

爆発性のあるもの、引火性のあるもの、毒性のあるもの、有害性のあるもの（市が収集するものを除く）、著しく悪臭を発するもの、収集運搬又は処分の妨げになるもの等は、ごみとして収集できません。販売店や処理業者で適正処理を行います。

2 事業系一般廃棄物

事業所、商店等の事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥等を除く）は、事業者が自らの責任において適正処理するものとします。また、燃焼ごみに限り規定の手数料を支払い資源循環エネルギーセンターへ搬入できるものとします。

(1) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物のうち、資源循環エネルギーセンターの一般廃棄物搬入者に対する指導基準第2条に適合した廃棄物は、資源循環エネルギーセンターの処理能力の範囲内に限り、事業者自ら搬入するか、収集運搬業者に依頼して搬入します。

(2) 実験動物の死体等

本市域内の事業所が排出する実験動物の死体等は、本市施設内での適正処理が困難であるため、兵庫県河辺郡猪名川町へ搬入及び処理を依頼します。

(3) 医療に伴う排出物

申込みにより有料で収集します。

第4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 収集・運搬

(1) 収集・運搬の基本方針

市民への12種分別排出の浸透を図り、適正処理困難物の適切な処理方法について情報提供します。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物処理法、条例及び国からの通知に則り、安定的かつ継続的な収集体制の確保を図ります。

(2) 収集・運搬の方法

ア 家庭系一般廃棄物

(ア) 収集

a 家庭系一般廃棄物の分別区分、収集品目、実施主体

分別区分	収集品目	実施主体
燃焼ごみ	燃焼ごみ（台所のごみ、発泡スチロール、プラスチック製品、皮製品、小さな木製品、ぬいぐるみ等小さな燃えるごみ）	市（直営又は委託）
資源ごみ	新聞（チラシを含む）	市（直営又は委託）
	雑誌類（その他の紙類を含む）	
	段ボール	
	古布類（古着を含む）	
	かん	
	びん（割れたびんは小型複雑ごみ）	
	牛乳パック	
拠点回収	ペットボトル	市（直営又は委託）
	家庭系廃食用油	市（直営）
大型複雑ごみ	一辺が 60cm 以上のもの タンス、布団等収集処理できるもの（石油ファンヒーター・石油ストーブはすべて）	市（直営又は委託）
小型複雑ごみ	60cm 未満のもの 燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成品	市（直営又は委託）
有害危険ごみ	有害な物質を含むもの、又は取り扱いに注意を要するもの 簡易ガスボンベ・スプレー缶 かみそり・はさみ・包丁類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計 使い捨てライター	市（直営又は委託）

b 家庭系一般廃棄物（その他のごみ等）の区分、収集品目、実施主体

区分	収集品目等	実施主体
臨時収集ごみ	転居に伴うごみ ごみ集積場所等の不法投棄ごみ	市（直営又は委託）
犬・猫その他小動物（死体）	犬・猫その他小動物の死体	市（直営又は委託）
安心サポート収集	12 種分別したごみ	市（直営）
在宅医療廃棄物	栄養剤パック、ストーマ袋、チューブ等	市（直営）

(イ) 収集運搬体制

- a 職員が収集に従事し、経験をするにより、様々な課題を把握し、市民への啓発や事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物収集運搬委託業者を指導するためのノウハウを蓄積し、十分に継承できる体制を確保します。
- b 収集委託地区については、現在、業務遂行に必要な人員機材を有し、相当の経験を有する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しており、現時点で円滑な収集運搬が行われていることから、今後についても廃棄物処理法、条例及び国からの通知に則り、安定的かつ継続的な収集体制が確保されるよう適切な業務委託を維持します。
- c 災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、できるだけ早い段階から分別収集に着手できるよう一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物収集運搬委託業者との連携や情報共有に努めます。

イ 事業系一般廃棄物

燃焼ごみについては、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、事業者が直接資源循環エネルギーセンターに自己搬入を行うこととします。

燃焼ごみ以外については、一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者に委託することとします。

2 中間処理

(1) 中間処理の基本方針

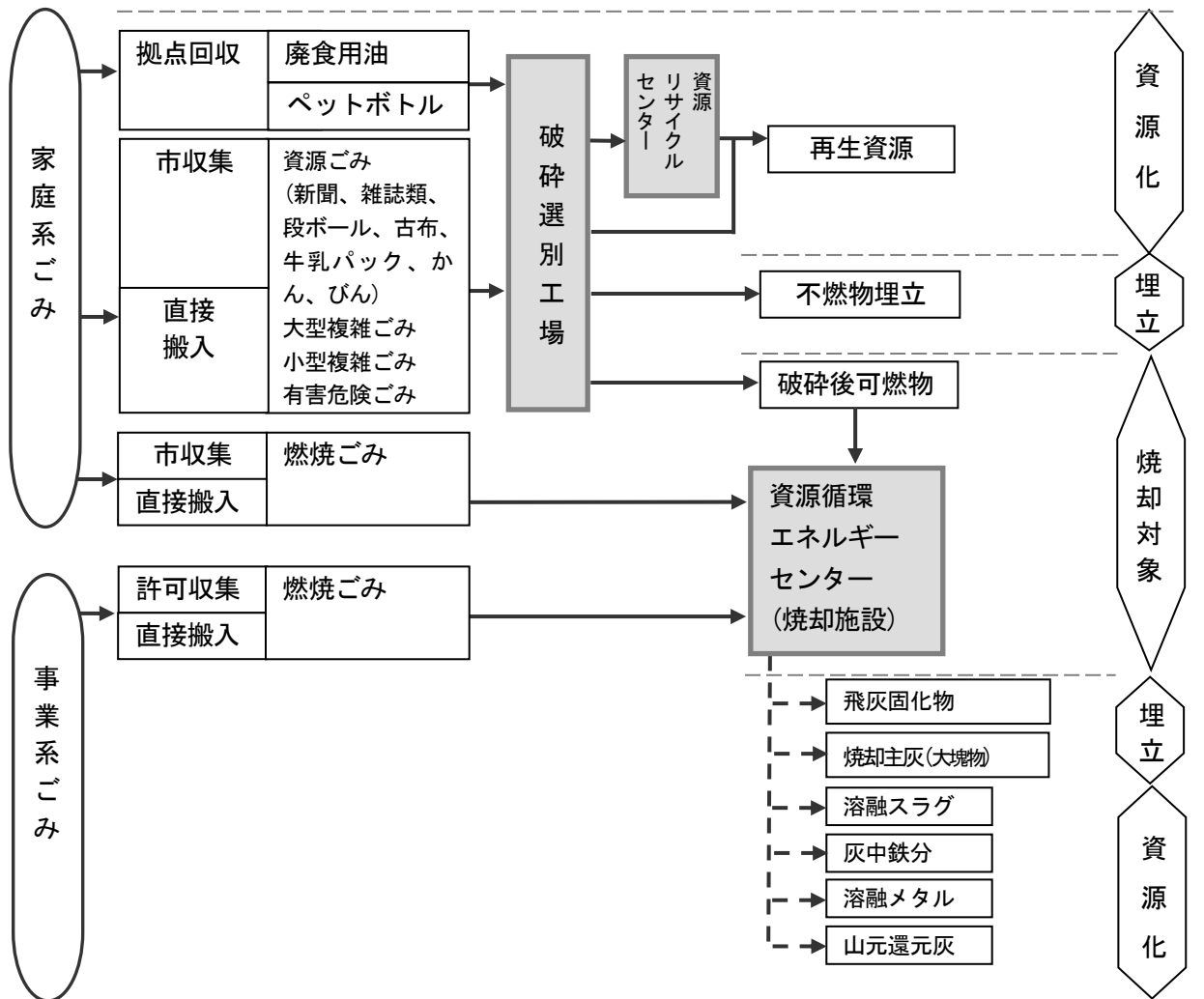
資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及びストックヤードの適切な維持管理と循環型社会形成推進地域計画³を基本として長寿命化総合計画を策定し、長期間にわたって安定的・効率的な処理体制の維持を目指します。

また、処理施設の運営については、域内処理を基本としますが、災害時や近隣市の処理工場における緊急時の対応も考慮しながら、周辺住民の生活環境の保全を目指した運営を行います。

³ 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

(2) 中間処理の方法

犬・猫その他小動物（死体）を除いた、中間処理は下図のとおりです。



3 最終処分

(1) 最終処分の基本方針

資源循環を目的として平成 22 年（2010 年）にごみ焼却工場を建替え、焼却灰は溶融して熔融スラグを生成し、インターロッキングブロックや路盤材として再利用を行うことや、ごみを減容することにより最終処分場への負荷の低減を図っています。また、溶融に伴って生じる熔融メタル等については、再生资源として売却し、貴重な財源として役立てています。

引き続き「大阪湾フェニックス計画」⁴に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処分場で埋立処分を行うごみの処理量の削減を図るなど、最終処分場の延命化に努めます。

(2) 最終処分の方法

焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処分場で埋立処分を行います。今後も引き続き、廃棄物のリデュース（発生抑制）、減量化を図るなどにより可能な限り

⁴ 最終処分場の確保が困難な状況にある近畿圏の 2 府 4 県を処理対象区域とし、府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処分場計画です。

最終処分場の延命化に努めるとともに、最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進ができるよう関係先との調整等を進めます。

4 災害対策、環境美化等

(1) 災害対策

南海トラフ巨大地震等の地震や風水害等の自然災害が発生すると、地震や津波によるがれき等の廃棄物が大量に排出されるほか、生活ごみについても平常時のような収集・処理を行うことが困難になることが想定されます。

そのため、大規模災害の発生により一時的に大量に排出されるがれき等や避難所で発生するごみ・し尿の処理に対して、事前に十分な対策をする必要があります。

本市では、「吹田市地域防災計画」を補完するとともに、過去の教訓を踏まえ、災害廃棄物の収集及び処理体制の整備に係る基本方針として平成 30 年度（2018 年度）に吹田市災害廃棄物処理計画（改訂版）を策定しています。

また、吹田市災害廃棄物処理計画（改訂版）に基づき、円滑に業務を進めるため、「災害廃棄物処理に係る環境部初動マニュアル」を作成しました。

さらに、災害廃棄物の処理における民間事業者との連携の強化を図るため、民間事業者と「災害廃棄物の処理等に関する基本協定」を締結しました。

なお、自然災害が発生し、北摂地域の被災市町村からごみ処理の要請があった場合には、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するため、災害発生時等におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保します。

(2) 環境美化の推進

市民、事業者、行政が連携して、道路等へのごみのポイ捨てや、飼い犬等のふんの放置、路上喫煙等の適正化により環境美化の推進を図り、市民や環境美化推進団体等の団体と連携し、ごみステーションの適正管理等を進めることで、美しく住みよいまちづくりのための環境美化を推進します。

ア 環境美化推進重点地区の指定の推進

(ア) 環境美化推進重点地区の拡大

市民・事業者・行政が連携して、環境美化をより推進していくため、「吹田市環境美化に関する条例」を定め、現在、主要駅周辺など市内 9 箇所⁵をポイ捨てや不適切な路上喫煙を特に防止する必要がある環境美化推進重点地区⁶に指定し、同指定地区内でポイ捨てや喫煙等の違反行為を行った者に対して、環境美化指導員（市職員）が指導・勧告を行い、従わない者に対して過料徴収ができることを規定しています。

今後、地区指定を市内全駅（15 駅）に拡大し、更なる環境美化を推進します。

(イ) 市民・事業者と協力した公共空間の環境美化の推進

公共空間の環境美化を推進していくためには、市民や事業者の協力なくして進めていくことはできません。引き続き、行政が主体となり、市民・事業者と連携した啓発活動や地域活動等の環境美化活動を実施していく必要があります。

ポイ捨て、喫煙マナーについての啓発活動や身近な場所での清掃活動等に参加することが可能な、満 18 歳以上の 5 人以上で組織した団体を「環境美化推進団体」⁷として登録し、活動を通じて、まちの環境美化に対する市民ひとりひとりの意識の

⁵ Osaka Metro 江坂駅・JR 吹田駅・阪急北千里駅・阪急関大前駅・阪急南千里駅・JR 岸辺駅・大阪モノレール万博記念公園駅・阪急吹田駅・JR 南吹田駅周辺の 9 箇所の各駅周辺

⁶ ポイ捨てなどの対策が特に必要な地域

⁷ ポイ捨て禁止などの啓発を実施し、市内の環境美化の推進を図る団体

向上を図り、市民・事業者と連携した公共空間の環境美化を推進します。

(ウ) ごみステーションの適正管理

a 市民や環境美化推進団体等と連携したごみステーションの適正管理

市民や環境美化推進団体等と連携して、ごみステーションの適正管理を推進します。

b カラス除けネット等によるごみの被害対策方法の周知

カラス除けネット等によるごみの被害対策方法を周知し、カラスによるごみの被害の低減を促進します。

(エ) 不法投棄対策の推進

パトロールの実施やバリケード・監視カメラの設置の推奨等により不法投棄の抑止体制を強化します。

(3) 特別管理一般廃棄物等について

ア 在宅医療廃棄物

家庭での医療措置に伴い排出される在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利な物以外については、職員が玄関先まで訪問し、戸別に収集し、焼却処分します。

イ 水銀使用製品の廃棄物

「家庭から排出される水銀使用製品の分別回収ガイドライン」に則り、回収等を行っている乾電池や蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計の廃棄物については、破損しないよう取り扱いに注意して収集し、水銀の適正処理を推進します。

ウ 感染症対策に伴う廃棄物

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の国際的に脅威となる感染症が国内で確認された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や各感染症の廃棄物対策ガイドライン等に基づき、家庭や医療機関等を除く事業者から排出される感染性廃棄物について、排出時や収集運搬時の取扱方法の周知徹底を行い、継続的に適正処理が確保できるようにします。

(4) 安全・安心な収集体制の確保

安全衛生委員会等を活用し、収集作業員の安全性を確保します。

第5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設の概要

(1) 資源循環エネルギーセンター

処理能力	480 t/日 (240 t/日×2基)
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)
発電設備	抽気復水タービン (発電出力 13,000kW)
灰溶融炉	灰処理能力 49 t/日
延床面積	21,194.18 m ²
竣工	平成22年(2010年)3月25日

(2) 資源物のストックヤードの概要

圧縮梱包設備	ペットボトル圧縮梱包機：1,500 kg/日（5時間）×2基
保管ヤード	古紙・古布
	生びん・カレット
	溶融スラグ
	その他非鉄金属類等
保管面積	1,240 m ²
竣工	平成26年（2014年）3月28日

(3) 破碎選別工場及び資源リサイクルセンターの概要

処理能力（全体）	不燃ごみ破碎機	高速堅型回転式 50 t/日（5時間）
	粗大ごみ破碎機	低速横型3軸引裂式 30 t/日（5時間）
	切断機	アリゲータ式剪断型 5 t/日（5時間）
選別設備	選別設備	磁力選別機、風力選別機、資源手選別コンベア
	液・ガス抜装置	2軸スパイク式破碎機
資源リサイクルセンター （リサイクル啓発施設）	市民工房（6工房）	布、紙すき、自転車、木工、（ガラス工芸、陶芸）
	展示関係	リサイクルコーナー、展示室
	その他施設	イベント広場、マルチホール、生活学習室、プレイルーム、研究部門、講義室、会議室等
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
延床面積	10,580.90 m ²	
竣工	平成4年（1992年）9月30日	

2 中間処理施設の整備

資源循環エネルギーセンターの適切な維持管理に努めるとともに、中長期的な長寿命化総合計画を策定し、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）にかけて延命対策基幹改良事業を行う予定です。

破碎選別工場・資源リサイクルセンターにおいても、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）にかけて破碎選別工場等基幹的改良工事を実施しており、ストックヤードを含め適切な維持管理に努めます。

第2章 生活排水処理実施計画

第1 生活排水（し尿、浄化槽汚泥等）の計画量（搬入量）及び発生量の見込み

	し尿	浄化槽汚泥等	合計
令和4年度	470.00 kℓ	1,334.00 kℓ	1,804.00 kℓ
令和2年度	549.76 kℓ	1,361.64 kℓ	1,911.40 kℓ

第2 生活排水の排出の抑制のための方策

1 下水道整備の推進

下水道計画区域における下水道未整備地域については、土地所有者と協議を行い、解消に努め、人口普及率100%を目指します。

2 下水道へのすみやかな接続

公共下水道が整備された供用開始区域における未接続の家庭等については、水洗化のメリット等を記したパンフレットを配布し、早期に下水道へ接続するよう啓発を行います。

第3 生活排水の種類及び分別の区分

1 し尿

2週間に1回、定曜日に収集します。また、臨時に設置される工事現場等の仮設トイレについては、申込みにより適時収集します。

2 浄化槽汚泥等

浄化槽汚泥等は、収集運搬業者で浄化槽清掃業許可業者である者に依頼して市長が指定する処分地又は中継地に搬入します。

第4 生活排水の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 処理にあたっての基本方針

現在、水洗化・生活排水処理率は現在99.5%です。最終目標年度（令和10年度）に、100%に近づくことを目指します。また、当面は現在と同様に下水処理場の流入渠へ直接流注入し適切な処理を実施します。

2 収集方法

各戸収集

3 処理方法

収集された、し尿及び浄化槽汚泥等は、事業課業務グループ庁舎に搬入し、施設内に設置している投入口より、隣接している川面水再生センターの流入渠へ直接流注入し処理を行います。

4 収集・運搬の実施主体等

	区分	実施主体	収集回数
し尿	定額	市（委託）	2週間に1回
	従量		
浄化槽汚泥等	単独	浄化槽清掃業許可業者 ⁸	随時
	合併		

第5 生活排水処理施設の整備に関する事項

1 施設の概要

	施設名	所在地
し尿・浄化槽汚泥等搬入施設	事業課業務グループ庁舎	吹田市川岸町20番1号
終末処理施設	川面水再生センター	吹田市川岸町22番1号

2 施設の整備

し尿・浄化槽汚泥等搬入施設及び終末処理施設を適切に整備・管理していきます。

⁸ 浄化槽清掃業許可業者には、一般廃棄物収集運搬許可（浄化槽汚泥等に限る。）を付与しています。